

公立大学法人奈良県立大学料金規程

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人奈良県立大学（以下「法人」という。）が徴収する料金の額等に関して必要な事項を定めるものとする。

(大学の授業料の額等)

第2条 奈良県立大学（以下「大学」という。）の授業料（以下この条から第4条において「授業料」という。）の額は、年額535,800円とする。

2 学年の中途において入学し、退学し、若しくは転学した者又は休学した者の授業料の額は、その者が当該学年中において現に在学した月数に応じて前項に規定する授業料の年額を月割計算した金額とする。

第3条 授業料は、次の各号に掲げる期に分ち、理事長の指定する期日に納付しなければならない。

- (1) 前期 267,900円 4月から9月分
- (2) 後期 267,900円 10月から3月分

第4条 理事長は、必要があると認めるときは、授業料を分割納付せしめ又は減免することができる。

(大学の入学考査料の額等)

第5条 大学の入学考査料（次条において「入学考査料」という。）の額は、17,000円とする。

第6条 入学考査料は入学願書に添えて納付しなければならない。

2 既納の入学考査料は、還付しない。ただし、出願の受付後に出願の資格のない者であることが判明した者で個別学力検査が行われなかった者に係る既納の入学考査料については、この限りでない。

3 前項ただし書の規定により還付する入学考査料の額は、13,000円とする。

(大学の入学料の額等)

第7条 大学の入学料（以下この条において「入学料」という。）の額は、次のとおりとする。

- (1) 県内生 176,000円
- (2) 県外生 352,000円

2 前項第1号の県内生とは入学の日の1年前から引き続き県内に住所を有する者又はその者の配偶者若しくは1親等の親族である者をいい、同項第2号の県外生とは県内生以外の者をいう。

3 入学料は、入学手続をする際に納付しなければならない。

4 既納の入学料は、還付しない。

5 前2項において、理事長が必要があると認めるときは、この限りでない。

(科目等履修料の額等)

第8条 科目等履修料の額は、1単位につき14,400円とする。

2 前項の科目等履修料は、理事長の指定する期日に納付しなければならない。

3 理事長は、他の大学の学生が授業科目を履修する場合において、必要があると認めるときは、科目等履修料を減免することができる。

4 既納の科目等履修料は、還付しない。ただし、理事長が必要があると認めるときは、この限りでない。

5 高大接続科目等履修プログラムの履修を許可された者にかかる科目等履修料は、徴収しない。

(科目等履修資格認定料の額等)

第9条 科目等履修資格認定料の額は、9,800円とする。

- 2 前項の科目等履修資格認定料は、科目等履修願書に添えて納付しなければならない。
- 3 既納の科目等履修資格認定料は、還付しない。ただし、理事長が必要があると認めるときは、この限りでない。
- 4 高大接続科目等履修プログラムの履修を許可された者にかかる科目等履修資格認定料は、徴収しない。

(奈良県立大学シニアカレッジ受講料の額等)

第10条 大学の公開講座のうち奈良県立大学シニアカレッジの受講料（以下この条において「受講料」という。）の額は、1科目につき10,000円とする。

- 2 受講料は、理事長の指定する期日に納付しなければならない。
- 3 既納の受講料は、還付しない。ただし、理事長が必要があると認めるときは、この限りでない。

(附属高校の授業料の額等)

第10条の2 奈良県立大学附属高等学校（以下「附属高校」という。）の授業料（以下この条から第10条の4において「授業料」という。）の額は、年額118,800円とする。

- 2 学年の中途において入学し、退学し、若しくは転学した者又は休学した者の授業料の額は、その者が当該学年中において現に在学した月数に応じて前項に規定する授業料の年額を月割計算した金額とする。

第10条の3 授業料は、次の各号に掲げる期に分ち、理事長の指定する期日に納付しなければならない。

- (1) 前期 59,400円 4月から9月分
- (2) 後期 59,400円 10月から3月分

第10条の4 理事長は、必要があると認めるときは、授業料を分割納付せしめ又は減免することができる。

(附属高校の入学考査料の額等)

第10条の5 附属高校の入学考査料（次条において「入学考査料」という。）の額は、2,200円とする。

第10条の6 入学考査料は入学願書に添えて納付しなければならない。

- 2 理事長は、必要があると認めるときは、入学考査料を減免することができる。
- 3 既納の入学考査料は、還付しない。ただし、理事長が必要があると認められた者に係る既納の入学考査料については、この限りでない。

(附属高校の入学料の額等)

第10条の7 附属高校の入学料（以下この条において「入学料」という。）の額は、5,650円とする。

- 2 入学料は、入学手続をする際に納付しなければならない。
- 3 理事長は、必要があると認めるときは、入学料を減免することができる。
- 4 既納の入学料は、還付しない。ただし、理事長が必要があると認めるときは、この限りでない。

(証明手数料の額等)

第11条 証明手数料の額は、1通につき500円とする。ただし、在学中の者からは徴収しな

い。

2 前項の証明手数料は、証明を受けようとする際、納付しなければならない。

(情報公開手数料等)

第12条 奈良県情報公開条例(以下、「条例」という。)第6条第1項に規定する開示請求及び第16条に規定する開示の実施に係る手数料は、条例第18条に定める額とする。

2 前項に規定する手数料は、開示請求をする際又は開示の実施を受ける際に納付しなければならない。

(個人情報の開示による費用負担の額等)

第13条 個人情報の開示による費用負担の額は、公立大学法人奈良県立大学個人情報の保護に関する規程に定める額とする。

2 前項の費用は、前納とする。

(土地貸付料の額)

第14条 工作物の設置に係る土地貸付料は、次の各号の区分に応じて当該各号に定める額とする。

(1) 第1種電柱 1年につき1本あたり800円

(2) 第2種電柱 1年につき1本あたり1,200円

(3) 第3種電柱 1年につき1本あたり1,700円

(4) 共架電線その他上空に設ける線類 長さ1メートルにつき1年あたり7円

2 前項第1号の第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、同項第2号の第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、同項第3号の第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

3 第1項第1号から第3号までにおいて、組立鉄柱又はH柱は、2本とみなす。

4 第1項第4号の共架電線とは、電柱を設置する者以外の者が当該電柱に設置する電線をいうものとする。

5 第1項第4号において、使用延長に1メートル未満の端数が生じるとき、又は使用延長が1メートル未満であるときは、当該1メートル未満の延長については、1メートルとみなして計算する。

6 使用期間に1年未満の端数が生じるとき、又は使用期間が1年未満であるときは、月割により計算し、なお、使用期間に1月未満の端数が生じるとき、又は使用期間が1月未満であるときは、当該1月未満の期間については、1月とみなして計算する。

7 第1項に定めのない土地貸付料は、奈良県行政財産使用料条例(昭和39年3月奈良県条例第42号)及び第1項から前項までに準じて理事長が定める額とする。ただし、これによりがたい土地貸付料については土地の時価、使用面積等を基準に理事長が定める額とする。

(建物貸付料の額)

第15条 建物貸付料は、次の各号の区分に応じて当該各号に定める額とする。

(1) 普通教室 1教室半日につき1,880円

(2) 特別教室 1教室半日につき3,230円

2 前項の普通教室及び特別教室の区分については、教室の面積等を基準に理事長が別途定める。

3 第1項の半日とは4時間以内の使用をいうものとする。4時間を超えた場合は、1時間(1時間未満の場合は、1時間とする)につき、当該区分の額の1時間当たりの額を加算する。

4 第1項に定めのない建物貸付料は、奈良県行政財産使用料条例及び第1項から前項までに準じて理事長が定める額とする。ただし、これによりがたい建物貸付料については使用面積、地代相当額等を基準に理事長が定める額とする。

(土地貸付料等の納付時期等)

第16条 理事長は、土地又は建物を貸し付ける者から第14条の土地貸付料又は前条の建物貸付料のほか、次に掲げる費用を実費を基準に徴収することができる。

(1) 設備及び備品等の使用に係る費用

(2) 土地又は建物の使用に係る光熱水費

2 第14条の土地貸付料、前条の建物貸付料及び前項の費用（以下この条において「貸付料等」という。）は前納とする。ただし、貸付料等の定めが年額又は月額である場合における納付の時期については、理事長が別に定める。

3 理事長は、次に掲げる場合においては、前各項の貸付料等を減免することができる。

(1) 職員又は学生の福利厚生を図ることを目的とする団体がそれらの目的のために使用する
とき

(2) 前号に掲げる場合のほか、理事長が特に必要と認めるとき。

4 徴収した貸付料等は、還付しない。ただし、貸付料等を納付した者の責めに帰することができない理由より使用できなかった場合は、この限りでない。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか料金に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月27日から施行し、令和元年12月1日に遡って適用する。

附 則

この規程は、令和2年6月29日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年12月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和6年2月13日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 改正後の第8条第5項及び第9条第4項の規定 令和5年12月12日

(2) 改正後の第12条の規定 令和6年6月1日